

資料

航空機の強取等の処罰に関する法律 東信堂条約集所持者は p.557

第一条 1 暴行もしくは脅迫を用い、またはその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の航空機を強取し、又はほしいままにその運行を支配した者は、無期又は七年以上の懲役に処する。

ベルギー 人道に対する罪法

朝日新聞2000年1月20日

戦争犯罪、国内法で裁け ベルギー「人道違反法」

大量虐殺（ジェノサイド）や戦争犯罪などをベルギー国内で裁く「人道違反法」に基づいた提訴が相次いでいる。被害者と容疑者の国籍を問わず、ベルギーと無関係な国の市民でも自国の指導者らを訴えられる世界で初めての法律だ。ベルギーはこの法に基づき、英国が釈放する方針のピノチェト元チリ大統領の引き渡しを要求している。実際には容疑者の拘束が難しく、象徴的意味合いが強いが、急速に広がりつつある「国家主権に対する人道の優先」を具現化する試みとして注目を集めている。（ブリュッセル＝山本敦子）

昨年三月発効の「重大な国際人道法違反の処罰に関する法」は、（1）ジェノサイド条約（2）戦争犯罪を禁じたジュネーブ四条約と追加の二議定書（3）国際刑事裁判所設立条約を基本としている。これらの国際法に盛られた集団迫害や紛争時の女性に対する暴行などを、主権に優先する人類全体に対する罪と位置づけ、懲役十年から無期の罰則を設けた。容疑者の外交特権は認められない。

カンボジア難民だったブリュッセルの精神科医ヘム・ラサミー氏（五八）は、一九七〇年代後半の大虐殺を理由に、ポル・ポト派幹部を訴えた。ポト政権樹立直後に、留学先から帰国した姉夫妻は処刑された。ベルギーで難民認定されたラサミー氏は二十年間、悲劇を胸の奥にしまい込んできた。

だが昨年一月、ポト派幹部がフン・セン首相と談笑する雑誌の写真を見た時、心の中で何かはじけた。「生き延びた我々が人間の尊厳を守らなければならない」。ポト派へ配慮するカンボジア政府が準備中の国内法廷は信じられない。

ポト派やピノチェト氏のほかに、コンゴのカビラ大統領とモロッコ前内相も訴えられた。

予審裁判所が受理を決定すると、証拠や証人集めが始まる。起訴後に国際刑事警察機構に国際逮捕状の発行が要請され、ベルギーを訪れた被告は身柄拘束の対象となる。

法案を起草したミシェル・フォレ前上院議員は、「人道が人類全体の価値であることを示す法だ」

と胸を張る。背景には冷戦崩壊後の「人道普遍主義」の高まりがある。個人の国際犯罪を裁く国際刑事裁判所条約が一昨年夏に採択されたのに続き、秋にはピノチェト氏が逮捕された。北大西洋条約機構（NATO）のユーゴスラビア空爆の旗印は「人道介入」だった。

だが、外国にいる被告を拘束するすべがないため、法の実効性には疑問の声があがる。さらに、ジョルジュアンリ・ボチエ弁護士は、「趣旨は正しいが行き過ぎだ。ベルギーと関係のない犯罪の証人や証拠をどう集めるのか」と指摘する。ボチエ氏は被害者がベルギー在住の時のみ、依頼を引き受けることにしている。

フォレ氏も限界は承知だ。「本来は国際法廷の仕事だろう。だが、国際刑事裁判所がない現時点では、この法律で小さな風穴を開けることができれば、それで十分だ」。国際刑事裁判所発足に必要な条約批准国六十カ国のうち、批准を済ませたのは五カ国だけだ。

【人道違反法に基づく提訴】

(1) 容疑者 (2) 国名 (3) 提訴内容

(1) ポル・ポト派幹部4人

(キュー・サムファン氏、ヌオン・チア氏、イエン・サリ氏、タ・モク氏)

(2) カンボジア

(3) 1975年から79年のポト政権下で強制労働や飢餓、粛清などで170万人近くが犠牲に

(1) ピノチェト元大統領

(2) チリ

(3) 74年発足の軍事政権下で、左翼系知識人ら反体制派多数を弾圧・粛清

(1) カビラ大統領

(2) コンゴ

(3) 内戦の末、97年に権力を奪取。独裁体制を敷いて、反政府派を抑圧したほか、ルワンダのフツ族難民多数を虐殺

(1) ドリス・バスリ前内相

(2) モロッコ

(3) 西サハラ独立運動家ら反体制派を抑留、拷問、殺害

日本経済新聞2001年11月29日

【ブリュッセル28日＝品田卓】イスラエルのシャロン首相が国防相時代の一九八二年にレバノンに集中攻撃を加え、パレスチナ難民が多数死亡したのは大量虐殺罪に当たるとして、パレスチナ人の遺族らが告発した問題で、ベルギー連邦裁判所は二十八日、審理を進めるかどうかを決めるため関係者からの意見聴取を開始した。

外国の現職首脳の人道上の罪を問う裁判の行方は、国際司法をめぐる新たな争点として世界的な関心を集めている。

ベルギーは一九九三年に法律を改正し、人道上の罪や大量虐殺罪に限って自国とは直接関係なくとも司法判断できるようにした。今回はイスラエルの現首相を裁くことになり、同国の反発が必至だけに、これまで司法手続きを凍結していた。だが、中東和平交渉が進展しない中で人権団体を中心に不満が強まり、手続きを進めることになった。

連邦裁判所は二十八日、まず告発案件を調査した検察側からの聴取を開始。今後、シャロン首相側、市民団体側からも主張を聴いたうえで、審理開始の是非を決める。シャロン首相の弁護士は「ベルギーには司法権はない」と強く批判している。

審理が行われ、有罪となれば、シャロン首相が欧州諸国を訪れる際に司法当局に拘束される可能性も出てくる。

毎日新聞 2001年11月28日

【ブリュッセル森忠彦】ベルギーなど在住のイスラエル人団体「テロ被害者協会」の代表らが27日、パレスチナ自治政府のアラファト議長やパレスチナ解放機構（PLO）などを人道に反する罪でベルギーの裁判所に告訴した。発生地や時期を問わず人道犯罪を裁くベルギーの「人道違反法」に基づくものだが、既にイスラエルのシャロン首相も告訴されており、中東紛争当事者を対象にした乱訴合戦となりつつある。

告訴理由には、今年8月9日、エルサレムのレストランで起こった爆弾テロで市民16人が死亡した事件をはじめ、長引く紛争で起こった数々のテロが挙げられている。

今年6月、ベルギー在住のパレスチナ人が、イスラエル軍によるレバノン侵攻（82年）時のパレスチナ難民集団虐殺にからみシャロン首相（当時は国防相）を告訴しており、今回の告訴は報復的意味合いが大きい。

人権擁護団体などは93年に制定された同法を評価しているが、その実効性は薄く、現在、ベルギーが欧州連合（EU）議長国であることから、シャロン首相がブリュッセル訪問を避けるなど政治的弊害も起きている。

アメリカ合衆国 外国人不法行為法

28 USC 1350

§ 1350. Alien's action for tort

The district courts shall have original jurisdiction of any civil action by an alien for a tort only, committed in violation of the law of nations or a treaty of the United States.

私法の域外適用と国際法

溜池良夫『国際私法講義』pp. 20-21 (有斐閣、第2版、1999)

各国は、少なくとも私法に関する限り、自国の立法権の行動範囲について国際法上なんらの制限も受けない。したがって、各国は、自国私法の適用範囲をまったく自由に定めることができる。例えば、日本の立法者が、日本の民法の適用範囲について、日本における日本人に関する法律関係以外に、日本における外国人あるいは外国にいる日本人、極端な場合には外国にいる外国人に関する関係についても日本民法の適用範囲に入ると定めたところで、これはなんら国際法に反するわけではない。

ノイハウス (櫻田訳)『国際私法の基礎理論』(成文堂、2000)(原著 1976 刊)

特定法秩序 [例えば日本法秩序] の適用は、その事実関係がその法秩序だけへの連結を示している場合には国際法上要請されており、その事実関係が内国への連結をまったく示していない場合には自国法秩序の適用は禁じられている。

AUDIT (Bernard), *Droit international privé*, 2^e éd., Paris, Economica, 1997, p. 34.

La souveraineté des États, comme la liberté des individus, trouve une limite dans celle des autres. Ainsi un État ne devrait exercer sa compétence en matière internationale – en appliquant sa loi, en tranchant un litige, en attribuant sa nationalité – qu'à l'égard de situations qui présentent avec lui un lien de rattachement suffisant, sous peine d'empiéter sur la compétence des autres ; on dira qu'il doit respecter un principe d'effectivité.

[仮訳] 個人の自由が他人の自由により制約を受けるように、国家主権も他国の主権により限界づけられる。つまり、渉外的問題について国家が自らの管轄権を行使する場合 自国法を適用したり、紛争を処理したり、国籍を付与したりする場合、その管轄権行使は当該国家と十分な関連性を持つ事態に関してなされるのでなければならない。そうでなければ、他国の管轄権侵害となるのである。これを「実効性 (密接関連性) の原則」と呼ぶこともできるだろう。

American Law Institute, *Restatement of the Law Third, the Foreign Relations Law of the United States*, 1986.

§ 402. Bases of Jurisdiction to Prescribe (条文略)

§ 403. Limitation on Jurisdiction to Prescribe (条文略)

Comment *f. Criminal and civil jurisdiction.* The principles governing jurisdiction to prescribe set forth in § 402 and in this section apply to criminal as well as to civil regulation.

§ 404. Universal Jurisdiction to Define and Punish Certain Offenses (条文略)

Comment *b. Universal jurisdiction not limited to criminal law...* [I]nternational law does not preclude the application of non-criminal law on this basis, for example, by providing a remedy in tort or restitution for victims of piracy.